

行田羽生資源環境組合職員公務災害等見舞金支給条例施行規則

令和４年４月１日

規則第１４号

（趣旨）

第１条 この規則は、行田羽生資源環境組合職員公務災害等見舞金支給条例（令和４年条例第２０号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公務災害等見舞金）

第２条 公務災害等見舞金の支給については、行田市職員公務災害等見舞金支給条例施行規則（昭和５２年行田市規則第２３号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。